

業 務 委 託 仕 様 書

交野市選挙管理委員会

1. 委託業務名

交野市長・市議補欠選挙におけるポスター掲示場設置等
業務委託

2. 委託期間 契約締結日から選挙期日の5日後までの間

3. 作 成

(1) 様式

別紙1「掲示板図面」のとおりとする。

(2) 材質等

各部材については選挙執行の重要性に鑑み、設置予定期間（公示日の前日から選挙期日後5日までの間）の安全を必ず保証できるものとする。安全を必ず保証できる場合、古材の使用も可能とする。

① 見出、区画部分

ポスターの材質（紙、ビニール系含有紙等）及び貼付方法（のり張り、両面テープ、押しピン使用等）に対応し、自然条件（日光、風雨、露等）に対して強固であること。また、環境に配慮したものであること。

② 補強材等

ア. 棧

寸角

イ. 支柱

2寸角、長さについては選挙人の見やすい高さに調整したもの。

天にはみ出した部分があれば、可能な限り掲示板の天に揃うよう切断すること。

③ その他

丸杭・控え・番線・錆の出ないスクリーナー釘・針金等

(3) 印刷（プロセス印刷と同等のもの）

- ① 下地の色
見出及び区画部分の下地は、白色とする。
- ② 文字等の色
ア．見出の文字、区画の数字は黒色
イ．「駐車禁止」の文字は、赤色とする。
- ③ 区画線
区画線の幅は、1 cmから2 cmとし、黒色とする。
- ④ 文字等の種類
文字はゴシック体とし、数字はアラビア数字とする

4. 設 置

(1) 設置箇所数

138箇所

(2) 設置期間

公示日前日から選挙期日後5日までの間。ただし、設置作業期間は公示日前日から前4日までの間で、撤収作業期間は選挙期日後1日から後5日までの間で行うこと。

(3) 設置方法

フェンス、ガードレール、歩道柵及びブロック塀への取り付け並びに野立て等による。なお、既存物に取り付ける場合は、保護処理をし損傷させないようにすること。

また、設置時に既存物等の現況に変更を加えた場合は、撤収時に元の状態に復元すること（別紙2「選挙ポスター掲示場の標準取付方法例示」参照）。

5. そ の 他

- (1) 区画数は6、段の数は2段（別紙1「掲示板図面」のとおり）とする。ただし、区画数は変更の可能性がある。区画数に上限が生じた場合は、必ず受注者が対応すること。その際、受注者は経費積算書を提出し適切な金額により受注者と変更契約を行うこと。

- (2) 設置は後日配布するポスター掲示場位置図及び設置個所一覧表により設置すること。なお、特別の場合を除き、設置時に職員の配置をしない。

- (3) 設置前後は確認のため写真撮影をし、DVD データで当委員会に提出すること。
- (4) 設置後撤収に至るまでの破損による取り替え・補修・場所の移動等に対応するため、選挙管理委員会の指示があれば出動できる体制をとっておくこと。また、事故等による取り替えのための予備の掲示場を3組保有しておくこと。
- (5) 撤収には撤収物の廃棄（リサイクル）を含むものとする。
- (6) 設置に伴う事故に備えて、保険に加入しておくこと。

(7) 参考（取り付け形態及び数量）

歩道柵	6 2 箇所	フェンス	3 4 箇所
ガードレール	2 4 箇所	野立	1 4 箇所
壁面	1 箇所	ポール	3 箇所
合 計		1 3 8 箇所	

※ 設置場所の状況により変更の場合あり